

◎新潟県告示第448号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
にいがた調剤薬局 高田	上越市とよば2番地	上越市大字樋場高台151番地	上越市とよば2番地	H25. 1. 18
老人介護施設たが みの里居宅介護支 援事業所	南蒲原郡田上町大字 川船河甲1052番1	南蒲原郡田上町大字川船 河甲883-1	南蒲原郡田上町大字川船 河甲1052番1	H25. 2. 1